

お知らせ

令和5年度橋本市消防総合訓練を実施します  
【橋本市消防本部】

橋本市消防本部・橋本市消防団が、大規模建物火災を想定した遠距離中継放水の消防訓練を行います。

訓練中は、周辺道路一部の交通制限を行うとともに、消防車がサイレンを鳴らしますので、ご理解ご協力をお願いします。

- 日程 3月3日(日)
- 時間 午前9時30分～11時30分
- 場所 あやの台（あやの台中央公園西側およびその周辺）
- 問い合わせ  
橋本市消防本部 警防課 ☎33-3714



がん検診の受診は2月末が期限です  
【いきいき健康課】

市が実施する令和5年度のがん検診は、2月29日が受診期限となります。

また、子宮頸がん検診、乳がん検診の無料クーポン券の使用も2月29日までとなりますので、まだ受診されていない人は早めに受診してください。

対象者には受診券を送付していますので、受診方法、実施医療機関については、受診券に同封のチラシ、市ホームページ（右の二次元コード）でご確認ください。

- 問い合わせ  
いきいき健康課 ☎33-6111



コミュニティバスの愛称が「はっっこバス」に決定しました  
【地域振興室】

昨年、橋本市コミュニティバスの愛称を公募したところ、市内外から380作品の応募がありました。選考の結果、以下のとおり決定しましたのでお知らせします。たくさんのご応募、ありがとうございました。

- 愛称 はっっこバス
- 応募者 板橋智子さん
- 採用理由
  - 呼びやすく、親しみやすい。
  - 「はっっこ暮らし（橋本暮らし）」を豊かにするコミュニティバスの愛称としてふさわしい。
- 問い合わせ  
地域振興室 ☎33-7117

火災や管路事故などに伴う水道水の濁りについて  
【水道施設課】

火災発生時に消火栓を使用した場合や管路事故が発生した場合には、水道管内を流れる水の速度が急変し水道水が濁ることがあります。

市民の皆さんには大変ご迷惑をおかけしますが、早急に通常の状態に復旧するよう努めますので、ご理解をお願いします。

また、水道水に濁りがある場合は、水を出し透き通っていることを確認してから、ご使用ください。

- 問い合わせ  
水道施設課 ☎33-2861

自動販売機設置事業者を募集します  
【総務課】

市役所本庁舎などで自動販売機設置を希望する法人または個人を募集します。詳しくは、市ホームページで確認していただくか、お問い合わせください。

- 申込期間 2月1日(木)～15日(木)  
※土・日曜、祝日を除く
- 申し込み・問い合わせ  
総務課 ☎33-3720

マイナンバーカードを作りませんか  
【市民課】

マイナンバーカードの作成をお手伝いする出張申請所を開設します。必要書類など詳しくはお問い合わせください。

- 日時 2月18日(日) 午前10時～正午
- 場所 城山交流センター
- 内容  
申請に必要な顔写真を無料で撮影し、申請書の記入をお手伝いしますので、そのまま申請していただけます。マイナンバーカードの受取りは、申請から約1カ月後に届く交付はがきの内容をご確認の上、市民課までお越しください。
- 問い合わせ 市民課 住民係 ☎33-1131

マイナンバーカードの時間外受取り窓口の開設について  
【市民課】

マイナンバーカードの受取りができる時間外窓口を開設しますので、ぜひご利用ください。ただし、戸籍、住民票の写し、印鑑証明などの証明書の交付や住所変更などの届出はできません。マイナンバーカードの申請サポートも受け付けています。

- 日時
  - 2月9日(金) 午後5時30分～8時
  - 2月25日(日) 午前9時～午後3時
- 場所・問い合わせ 市民課 住民係 ☎33-1131

法務局であなたの遺言書を預かります  
【市民課】

遺言書を自宅保管した場合の、紛失・改ざんなどのトラブルを防ぐため、法務局で遺言書を1通3,900円で預けることができ、相続開始後の手続きを簡略化します。遺言書原本は50年間、遺言書データは150年間保管できます。詳しくは、法務局までお問い合わせください。

- 問い合わせ  
和歌山地方法務局橋本支局 ☎32-0206

子ども

幼児教育・保育無償化の施設等利用給付認定について  
【こども課】

幼稚園、保育所、こども園を利用していない人が、認可外保育施設やファミリー・サポート・センター事業などを利用する場合、保育の必要性があると認定された人は幼児教育・保育無償化の対象となります。

- 申請期間  
施設などの利用を開始する2週間前まで  
※4月から利用を開始する場合は3月15日(金)まで
- 無償化の内容
  - 3～5歳児クラス 月額上限3.7万円
  - 0～2歳児クラス 住民税非課税世帯のみ対象で月額上限4.2万円
- 問い合わせ  
こども課 保育幼稚園係 ☎33-6102

第2子以降の保育施設等利用料の助成について  
【こども課】

2人以上の子どもを育てている家庭の第2子以降の利用料が無償となる場合があります。所得制限や助成上限もありますので、詳しくはお問い合わせください。

- 助成対象  
対象施設を利用している0歳児～2歳児クラスで第2子以降の子ども  
※第2子については世帯年収が約360万円未満相当であること。第3子以降については所得制限なし。
- 対象施設
  - ①保育所、認定こども園など
  - ②児童発達支援センターなど
  - ③認可外保育施設（助成上限：月額4.2万円）
  - ④新制度未移行の幼稚園（別途条件あり）
 ※②から④は申請が必要です。
- 問い合わせ  
こども課 ☎33-6102

水道メーターの確認について

市では、2カ月に一度、各家庭の水道メーターを検針しています。検針期間の合間に発生した漏水については発見が遅れることがあります。宅地内の漏水の修理は、使用者の負担となるため、月に一度は、敷地内の蛇口をすべて閉めた上で、水道メーター内のパイロットが回転していないか、確認してください。

また、宅地内の漏水が疑われる場合は、市指定給水装置工事事業者へ連絡してください。

- 問い合わせ  
水道サービスセンター ☎33-2860



広告

